

令和 3 年 7 月 21 日
消 防 庁

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する 意見公募の結果及び改正省令の公布

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、令和 3 年 5 月 26 日から令和 3 年 6 月 24 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、6 件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」を公布しましたのでお知らせします。

1 改正内容

以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）を改正するものです。

（1）屋外給油取扱所のキャノピー面積基準の見直し

「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」での検討を踏まえ、キャノピー（屋根）等の面積が敷地面積の 2/3 までの給油取扱所について、火災予防上安全であると認められる場合に、「屋外給油取扱所」として扱うこととする。（従来は 1/3 以下）

（2）様式の統一

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）を踏まえ、市町村等ごとに定めていた様式（仮貯蔵・仮取扱い承認申請書及び危険物保安監督者の選任の届出に必要な実務経験証明書）について、省令上規定し、統一する。

2 意見公募の結果

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、令和 3 年 5 月 26 日から令和 3 年 6 月 24 日までの間、意見を公募したところ、6 件の御意見がございました。頂いた御意見及び総務省の考え方は、別紙 1 のとおりです。

3 省令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」を令和 3 年 7 月 21 日に公布しました。

改正省令の概要は別紙 2、改め文及び新旧対照表は別紙 3 のとおりです。



（事務連絡先）

消防庁危険物保安室 竹村、清水
TEL 03-5253-7524（直通）
FAX 03-5253-7534

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対して提出された意見及び総務省の考え方

案に対する意見及びその理由 【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1 屋外給油取扱所のキャノピー面積基準の見直しに関する事項		
異論ありません。 【個人】	本省令案に対する賛同の御意見として承ります。	無
賛成です。欲を言えば災害時にローリーからローリーに入れる事は違法状態ですが雪害などの時はやりました。そうやって地域の為のインフラ、やり方が違法では意味がない。 【個人】	本省令案に対する賛同の御意見として承ります。	無
本改正に賛成である。 適切かつ望ましい改正と思われた。 【個人】	本省令案に対する賛同の御意見として承ります。	無
敷地面積の3分の2の面積のキャノピーを持つ給油取扱所を屋外給油取扱所と呼称することには無理がある。今回の改正について火災予防上の措置の観点から反対ではないが、敷地面積の半分以上を超えるキャノピーを持つ給油取扱所であっても3分の2以下であれば屋外として取り扱う呼称については業界従事者や広く国民の誤解を招きかねない。そこで、敷地面積比3分の2以下のキャノピーを備える給油取扱所については「半屋内給油取扱所」や「小規模キャノピー付給油取扱所」などの呼称が実態に則しており、広く国民の理解を得ることができると考える。危険物を取扱う施設においては、適切かつ厳格であり、国民の想像するところと乖離のない呼称および用語の定義が行われることが公共の利益に資することから、名称について再考を求める。 【個人】	本省令案により新たに屋外給油取扱所と規定されることとなる給油取扱所について、従来の屋外給油取扱所と異なる呼称を用いると、従来の屋外給油取扱所とは技術基準等において異なるものであるという誤解を与えてしまうおそれがあり、現案が適当と考えます。	無
1 改正の背景について 給油時の雨水混入防止及び労働環境の改善といった二つの観点から要望があったことが、危規則第25条の6が改正されるに至った背景であるとのことですが、そもそもこのような背景が省令改正の適切な根拠となり得るのかどうか甚だ疑問であります。 消防法第1条の規定からも明らかなように、同法の目的は、「火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること」であります。	本省令案における基準の見直しについては、過疎地域における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会においてシミュレーション等を基に検討を行った上で、安全性の観点で問題がないものとして実施するものです。 また、本省令案に規定する「火災予防上安全であると認められるもの」は、例えば以下のような事項を満たすものを考えて	無

法律により、不当に国民の権利が侵害されることはあってはならないことかと思いますが、さきに述べた二つの観点のみを根拠として、省令を改正し、危険物施設の技術上の基準を緩和するというのは、危険物業界に対する忖度が行き過ぎてしていると捉えられかねないかと思います。 以上のことについて、お考えや御意見等がございましたら、伺いたく存じます。 2 「火災の予防上安全であると認められるもの」について 改正後の危規則第 25 条の 6 の規定中においては「火災予防上安全であると認められるもの」という文言があるかと存じますが、この「火災予防上安全であると認められるもの」となるための要件は、どのように規定されるのでしょうか。 「告示で定めるところにより……」に類する文言がないことから、ここからは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）ではなく、おそらく消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言（以下「通知」といいます。）を各市町村に発出し、当該通知上で一定の指針を示して後は各市町村の裁量に委ねるといった方式をお考えであると推定し、御意見を申し上げたいと存じます。 通知上で一定の指針を示して後は各市町村の裁量に委ねるという方式を採られるのであれば、これまでの危険物関係の通知において散見されることではありますが、通知上で「消防関係法令で定める基準を不当に緩めて運用して差し支えないといったような内容」を記載することは、厳に慎んでいただきたく存じます。 「消防関係法令で定める基準を不当に緩めて運用して差し支えないといったような内容」が通知に記載された例を挙げるならば、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について（令和元年消防危第 111 号。以下「111 号通知」といいます。）」の内容がその最たるものであるかと存じます。 111 号通知では、一定の内容が明記された予防規程が認可されることその他の一定の要件を満たせば、「給油取扱所の数が限られている地域に存する給油取扱所」においては、指定数量以上のガソリンの容器への詰め替えを行うことができると解釈して差し支えないとの旨が記載されています。 しかしながら、この 111 号通知どおりの運用は、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 3 条第 1 号で規定されている給油取扱所の定義に全く一致するものではありません。同号には、給油取扱所において指定数量以上のガソリンの容器への詰め替えが行えるといった旨の記載はありません。すなわち、指定数量以上のガソリンの詰め替えを給油取扱所で行うことは、消防法第 10 条第 1 項本文に違反することとなるはずです。 111 号通知がこのような違法性を含んでいるにもかかわらず、全国消防長会危険物委員会においては、「111 号通知は、必ずしも『給油取扱所の数が限られている地域に存する給油取扱所』のみを対象とするものではなく、適用する給油取扱所の範囲を拡大しても差し支えない。」といった見解が出されたと把握しております。	おり、詳細は、本省令案の運用通知においてお示しします。 ・ 当該給油取扱所の 1 面以上が道路に面していること。 ・ 上屋と事務所等の建築物に水平距離又は垂直距離で 0.2 m 以上の隙間があり、かつ上屋と防火塀の間に水平距離で 1 m 以上の隙間が確保されていること。 なお、これらの基準については、消防法令と矛盾するものではないと考えます。
--	---

以上で述べた 111 号通知に係る運用（ガソリンの取扱いに係る技術上の基準を行政が不当に緩めるような運用）は、京都アニメーション放火殺人事件その他のガソリンの不適切な取扱いに起因する重大事故を受けた国民の感情と相反するものであると容易に想像できるものであります。111 号通知どおりの運用を可とするならば、危険物の規制に関する政令第 3 条第 1 号その他関係規定の改正に向けた手続が必要となってくるはずであります。

このように、「消防関係法令の定め（消防関係法令の文言）」と「総務省消防庁の思いや考え」が剥離しているようなケースは少なからず見られます。さらに例を挙げるならば、111 号通知のほか、「屋内貯蔵所等における危険物以外の物品の貯蔵に係る運用基準について（平成 10 年消防危第 26 号）」1、(5)の記載が挙げられます。危規則第 38 条の 4 においては、「危険物に該当しない可燃性の物品」が屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において存置できるなど一切規定されていませんが、同記載においては一定の要件を満たせば危険物の貯蔵に伴い必要な可燃物を必要最小限の量に限り存置できるものとして差し支えないとの旨が記載されています。

現行の基準を緩めることは否定しません。しかしながら、現行の基準を緩めるに当たっては、明確なデータに基づくこと及び場合によって法令の規定の整備をすることが必要となるはずです。このような手順を不当に省略して、通知のみ（総務省消防庁の思いや考えのみ）で何とかしようとするのは不当であると申し上げたいのであります。

消防組織法第 6 条及び第 36 条の規定からも明らかなように、通知の内容を採用するか否かは各市町村の判断次第であります。総務省消防庁が各市町村の判断に与える影響は小さいものではないはずであります。したがって、総務省消防庁が発出する通知の内容が消防関係法令の内容と矛盾することは、行政の在り方的な見地からも好ましいものでないことは明らかであります。

え

- (1) どこで規定するつもりなのか。
- (2) どのようなものを定めるつもりなのか。
- (3) どのようなデータに基づくものを予定しているのか。
- (4) これまで通知で散見されたような、消防関係法令の内容と矛盾するものとならないのか。

【個人】

2 標準様式の規定に関する事項		
新設される危規則第1条の6の規定は、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書の規定に基づくものであるかと存じます。同項ただし書の規定中においては、「……所轄消防長又は消防署長の承認を受けて……」という文言はあるのですが、例えば同法第8条第2項の規定中に見られるような「……所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。」といった文言はありません。 「届け出なければならない。」といったような文言が消防法上にあるのであれば、当該文言が「暗に何らかの様式を届け出ることが必要であること。」を含んだニュアンスであることから、危規則で届出様式を定めることができる根拠となるもの（いわゆる委任規定）として成り立つかと思います。 しかしながら、さきに述べたように、新設される危規則第1条の6の根拠となる消防法第10条第1項の規定中には飽くまで「……承認を受けて……」という文言しかありません。この「……承認を受けて……」という文言は、必ずしも「暗に何らかの様式を届け出ることが必要であること。」を含んだニュアンスではないように存じます。すなわち、消防法第10条第1項の規定は、「暗に何らかの様式を届け出ることが必要であること。」までもを要請するものではなく、危規則で届出様式を定めることができる根拠となるもの（いわゆる委任規定）と解するには不十分なものではないかと申し上げたいのであります。 以上で述べた見地から、消防法第10条第1項の「……承認を受けて……」という文言のみを根拠として、新設される危規則第1条の6で届出の様式を定めること（法律ではなく省令で、暗に承認を受けるに当たって届出をしなければならないことまで規定すること。）は、日本国憲法第41条の趣旨に反することとなると解される余地があるのではないかと存じます。このことについて、お考えや御意見等がございましたら、伺いたく存じます。 【個人】	消防法第10条第1項に規定する承認を行うには、自ずと申請が必要であり、本省令案はその申請に係る様式を定めるもの（実施規定）であって、新たに義務を規定するものではないと考えます。	無
本改正に賛成である。 市町村等ごとに定める様式ではなく、国が定める標準様式を用いる方が適切かつ望ましいと考える。 【個人】	本省令案に対する賛同の御意見として承ります。	無
実務経験証明書の様式は、第20条の2ではなく第20の2ではないか。また、製造所等の区分となっているが、規則の他の様式では製造所等の別と記載されている。 【個人】	実務経験証明書について、ご指摘のとおり修正いたします。	有

○提出意見数：6件

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。

（１）屋外給油取扱所のキャノピー面積基準の見直し

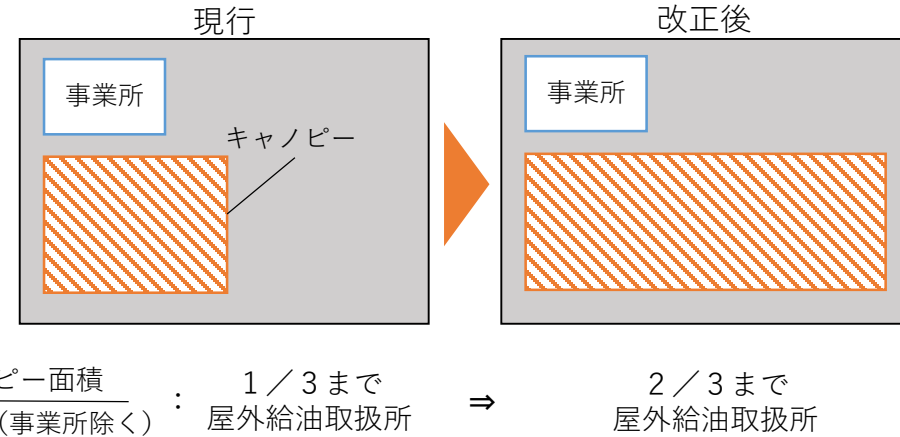
給油取扱所のキャノピー面積に関する現行基準

給油取扱所（ガソリンスタンド）は、
キャノピー（屋根）等の面積の敷地面積比で分類

- ・ 1/3を超える場合：屋内給油取扱所
- ・ 1/3以下の場合：屋外給油取扱所



給油取扱所のイメージ



キャノピー面積基準の見直し

背景

- ・ 給油時の雨水混入防止
 - ・ 労働環境の改善
- の観点で要望あり

- ・ 「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」（座長：吉井博明東京経済大学名誉教授）を開催。
- ・ 屋外給油取扱所のキャノピー面積の拡大による影響（延焼拡大危険等）を検討。

当該給油取扱所が火災予防上安全であると認められる場合には、キャノピー面積割合2/3までを屋外給油取扱所とする。

（２）様式の統一

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、市町村等ごとに定めていた様式（仮貯蔵・仮取扱い承認申請書、危険物保安監督者選任の実務経験証明書）について、これまで通知で示していた様式を省令上規定し、統一する。

公布日等

- 公布日：7月21日
- 施行日：(1)公布の日、(2)令和4年1月1日

○総務省令第七十一号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月二十一日

総務大臣 武田 良太

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(仮貯蔵又は仮取扱いの承認の申請) 第一条の六 法第十条第一項ただし書の危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けようとする者は、別記様式第一の二の申請書を所轄消防長又は消防署長に提出しなければならない。 (屋内給油取扱所) 第二十五条の六 令第十七条第二項の総務省令で定める給油取扱所(同項の屋内給油取扱所をいう。)は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から当該部分のうち床又は壁で区画された部分の一階の床面積(以下この条において「区画面積」という。)を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が三分の一を超えるもの(当該割合が三分の二までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。)とする。 (危険物保安監督者の選任又は解任の届出書) 第四十八条の三 法第十三条第二項の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出は、別記様式第二十の届出書によつて行わなければならない。この場合において、選任の届出書には、別記様式第二十の二による書類を添付しなければならない。	〔新設〕 (屋内給油取扱所) 第二十五条の六 令第十七条第二項の総務省令で定める給油取扱所(同項の屋内給油取扱所をいう。)は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分(床又は壁で区画された部分に限る。以下この条において同じ。)の一階の床面積を減じた面積が、給油取扱所の敷地面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分の一階の床面積を減じた面積の三分の一を超えるものとする。 (危険物保安監督者の選任又は解任の届出書) 第四十八条の三 法第十三条第二項の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出は、別記様式第二十の届出書によつて行わなければならない。この場合において、選任の届出書には、法第十三条第一項に規定する実務経験を証明する書類を添付しなければならない。

危険物 仮貯蔵 承認申請書				年	月	日
殿		申請者 住所 (電話) 氏名				
危険物の所有者、管理者又は占有者	住所 氏名	電話 ()				
仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地・名称					
危険物の類、品名及び最大数量		指定数量の倍数	倍			
仮貯蔵・仮取扱いの方法						
仮貯蔵・仮取扱いの期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間						
管理の状況 (消火設備の設置状況を含む)						
現場管理責任者	住所 氏名	緊急連絡先 ()				
【危険物取扱者免状：有 (種類：) ・無】						
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理						
その他必要事項						
※受付欄		※経過欄			※手数料欄	
		承認年月日 承認番号				

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 案内図、配置図、平面図、断面図その他関係書類を添付すること。
4 ※印の欄は、記入しないこと。

実 務 経 験 証 明 書

氏 名	(年 月 日生)			
取り扱った危険物	類 別	第 類	類 品 名	
取り扱った期間	年 月 日 から 年 月 日まで (年 月)			
製造所等の別 (該当するものを ○で囲むこと)	製造所 ・ 貯蔵所 ・ 取扱所			
上記のとおり相違ないことを証明します。				
証明年月日 年 月 日				
事業所名				
所 在 地				
証 明 者 職 名				
氏 名				
電話番号 ()				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第二十五条の六の改正規定は、公布の日から施行する。